

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 三浦 惺 殿

2005年4月20日
東日本NTT関連合同労働組合
委員長 江尻 昭正

申入書

貴社の「組織改革ステップ2」に伴い、N関労東・H組合員（神奈川支店川崎営業支店勤務）が現在携わっている業務もアウトソーシングすることが判明し、会社施策もあって、配転を余儀なくされようとしています。

H組合員は、これまで貴社に対し、難病認定を受けている妻の介護、家事、子育てができない条件の確保のため、「介護・休業法」第26条を遵守し、現在の職場、または現在と同じ通勤時間内の職場に配置してほしい、と要望し続けています。

しかし、N関労との団体交渉では相変わらず、「個人の人事は団交にはなじまない」「人事は労働条件ではない」との不誠実な態度に終始しています。職場上長も同様です。

しかも、神奈川労働局雇用均等室は、貴社に対して、法律上、Hさんは「介護・休業法」第26条の適用になる。転勤に際し、状況を把握し、本人の意向を斟酌すること、との指導をされましたが、いっこうに改善する姿勢はみられません。

このような貴社の対応は、難病の家族を介護するものに対して、人権を無視し、当人を精神的に追いつめるものであり、かつ法律をも無視する極めて非人間的な姿勢であると受けとめざるを得ません。

私たちは、こうした貴社の姿勢に抗議するとともに、すみやかに下記要求を受入れるよう要請します。

記

Hさんが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」にある「転勤についての配慮」（第26条）をすべき対象者であることを確認し、業務上やむなく配転する場合はこれを適用し、東京支店の品川ツインズビル内に就業場所を確保すること。

以上